

塩尻市地域防災計画 震災対策編

令和2年度修正

新旧対照表

【震災対策編】第1章第2節

新	旧	修正理由・備考
<p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>3 市民の責務</p> <p>市民は、</p> <p>(1) 「自らの命は自らが守る」との認識のもと (自助)</p> <p>(2) 地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い (互助・共助)</p> <p>災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>3 市民の責務</p> <p>市民は、</p> <p>(1) 「自らの身の安全は自らが守る」との認識のもと (自助)</p> <p>(2) 地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い (互助・共助)</p> <p>災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に 合わせた修正</p>

【震災対策編】第1章第3節

新	旧	修正理由・備考												
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>6 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="134 491 974 676"> <tr> <td data-bbox="134 491 331 592">(7) 東京管区 気象台</td> <td data-bbox="331 491 974 592">ア 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="134 592 331 676">(長野地方気 象台)</td> <td data-bbox="331 592 974 676">イ 地震防災知識の普及に関する こと。 ウ 地震災害防止のための統計調査に関する こと。</td> </tr> </table> <p>10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1" data-bbox="134 772 974 1094"> <tr> <td data-bbox="134 772 331 1094">(2) 松本ハイ ランド農業 協同組合、 洗馬農業協 同組合</td> <td data-bbox="331 772 974 1094">ア 市及び県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協 力に関する こと。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関する こと。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する こと。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ せんに関する こと。 オ 農産物の需給調整に関する こと。</td> </tr> </table>	(7) 東京管区 気象台	ア 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関する こと。	(長野地方気 象台)	イ 地震防災知識の普及に関する こと。 ウ 地震災害防止のための統計調査に関する こと。	(2) 松本ハイ ランド農業 協同組合、 洗馬農業協 同組合	ア 市及び県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協 力に関する こと。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関する こと。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する こと。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ せんに関する こと。 オ 農産物の需給調整に関する こと。	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>6 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1043 491 1883 676"> <tr> <td data-bbox="1043 491 1240 592">(7) 東京管区 気象台</td> <td data-bbox="1240 491 1883 592">ア 地震情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報に 関する こと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 592 1240 676">(長野地方気 象台)</td> <td data-bbox="1240 592 1883 676">イ 地震防災知識の普及に関する こと。 ウ 地震災害防止のための統計調査に関する こと。</td> </tr> </table> <p>10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1" data-bbox="1043 772 1883 1094"> <tr> <td data-bbox="1043 772 1240 1094">(2) 塩尻市農 業協同組 合、洗馬農 業協同組合</td> <td data-bbox="1240 772 1883 1094">ア 市及び県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協 力に関する こと。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関する こと。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する こと。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ せんに関する こと。 オ 農産物の需給調整に関する こと。</td> </tr> </table>	(7) 東京管区 気象台	ア 地震情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報に 関する こと。	(長野地方気 象台)	イ 地震防災知識の普及に関する こと。 ウ 地震災害防止のための統計調査に関する こと。	(2) 塩尻市農 業協同組 合、洗馬農 業協同組合	ア 市及び県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協 力に関する こと。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関する こと。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する こと。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ せんに関する こと。 オ 農産物の需給調整に関する こと。	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴う変更</p> <p>塩尻市農業協同組合の合併に伴う名称の変更(以下、名称の変更部分の記載は省略します)</p>
(7) 東京管区 気象台	ア 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関する こと。													
(長野地方気 象台)	イ 地震防災知識の普及に関する こと。 ウ 地震災害防止のための統計調査に関する こと。													
(2) 松本ハイ ランド農業 協同組合、 洗馬農業協 同組合	ア 市及び県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協 力に関する こと。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関する こと。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する こと。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ せんに関する こと。 オ 農産物の需給調整に関する こと。													
(7) 東京管区 気象台	ア 地震情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報に 関する こと。													
(長野地方気 象台)	イ 地震防災知識の普及に関する こと。 ウ 地震災害防止のための統計調査に関する こと。													
(2) 塩尻市農 業協同組 合、洗馬農 業協同組合	ア 市及び県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協 力に関する こと。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関する こと。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する こと。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ せんに関する こと。 オ 農産物の需給調整に関する こと。													

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を実施するほか、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図る。</p> <p>b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を実施するほか、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図る。</p> <p>b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>礎構造等について普及を図る。</p> <p>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。</p> <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発</p>	<p>礎構造等について普及を図る。</p> <p>(新規)</p> <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>(エ) 地質、地盤の安全確保</p> <p>a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発</p>	<p>国土強靱化基本計画(H30.12.14)</p> <p>防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策(H30.12.14)</p> <p>防災基本計画に位置付けられているため</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>国土強靱化基本計</p>
--	---	--

<p>生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。</p> <p>b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。</p> <p>c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。</p> <p>エ その他関係機関が実施する計画（全機関）</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p>	<p>生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。</p> <p>b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。 (新規)</p> <p>エ その他関係機関が実施する計画（全機関）</p> <p>(ウ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、電気、ガス、電話等の施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p>	<p>画(H30.12.14)</p> <p>防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策(H30.12.14)</p> <p>防災基本計画に位置付けられているため</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和2年4月1日現在、松本広域消防局塩尻消防署、広丘消防署が保有する救助救急車両の現有台数は、救助工作車1台、重機及び重機搬送車1台、救急自動車3台である。</p> <p>これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化は充足しているものの、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材等の整備、及び平常時からの訓練の実施が必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救急用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>なお、檜川地区の救助、救急については、「松本広域連合と木曾広域連合との間における消防の事務委託に関する規約」により、木曾広域連合が実施している。</p> <p>令和2年4月1日現在、木曾広域消防本部木曾消防署北分署が保有する救助救急車両の現有台数は、救急自動車1台である。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（健康福祉部）</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1箇所指定した基幹災害拠点病院及び地域の中心的な役割を果</p>	<p>第3節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>平成31年4月1日現在、松本広域消防局塩尻消防署、広丘消防署が保有する救助救急車両の現有台数は、救助工作車1台、救急自動車3台である。</p> <p>これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化は充足しているものの、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材等の整備、及び平常時からの訓練の実施が必要である。</p> <p>また、災害時に備え、救助・救急用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>なお、檜川地区の救助、救急については、「松本広域連合と木曾広域連合との間における消防の事務委託に関する規約」により、木曾広域連合が実施している。</p> <p>平成31年4月1日現在、木曾広域消防本部木曾消防署北分署が保有する救助救急車両の現有台数は、救急自動車1台である。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（健康福祉部）</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1箇所指定した基幹災害拠点病院及び地域の中心的な役割を果</p>	<p>塩尻消防署に重機が配備されたため、追記</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保するものとする。

また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の設備に努める。

たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保するものとする。

災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の設備に努める。

【震災対策編】第2章第7節

新	旧	修正理由・備考
<p>第7節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉協力員、自治会、NPO・ボランティア等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p>(キ) 支援協力体制の整備</p> <p>社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(ケ) 避難所における要配慮者支援体制の整備</p> <p>市は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備</p>	<p>第7節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉協力員、自治会、ボランティア団体等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p>(キ) 支援協力体制の整備</p> <p>社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(新規)</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県が平成31年2月に官民協働ネットワークを立ち上げ災害派遣福祉チーム派遣に関する協定を締結したため</p>

<p>県は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p>		
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(ウ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境</p>	<p>第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(ウ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>東日本台風災害を</p>

<p>を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(㉞) 指定避難所については、他市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p>	<p>を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(㉞) 指定避難所については、他市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。</p>	<p>踏まえた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
--	--	-------------------------------------

【震災対策編】第2章第11節

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>市では、災害時のNTT回線以外の情報通信手段として、緊急情報等を一斉に放送する同報系デジタル防災無線を整備して、平成23年度から運用を開始している。(檜川地区については、平成12年度よりアナログ方式による同報系の防災無線を整備していたが、令和2年度よりデジタル化が完了)</p> <p>(削除)</p> <p>また、デジタル移動系防災行政無線は、平成27年度までに整備され、平成28年度から運用されている。</p>	<p>第11節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>市では、災害時のNTT回線以外の情報通信手段として、緊急情報等を一斉に放送する同報系デジタル防災無線を整備して、平成23年度から運用を開始している。</p> <p>また、檜川地区には、平成12年度に同報系の防災行政無線が整備されている。</p> <p>危機管理課には、両系統の統制局があり、それぞれに通信は可能である。</p> <p>また、デジタル移動系防災行政無線は、平成27年度までに整備され、平成28年度から運用されている。</p>	<p>檜川地区の同報系防災行政無線のデジタル化完了による修正</p>

【震災対策編】第2章第19節

新	旧	修正理由・備考
<p>第19節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>平成21年度から22年度にかけて、災害時に迅速かつ確かな情報を伝達するための同報系防災行政無線を塩尻地域に整備した。檜川地区においては、平成12年度に整備されている。(檜川地区が令和2年度にデジタル化を完了したことに伴い、塩尻市全域でのデジタル化が完了した)</p> <p>また、平成26年度から平成27年度にかけて、市と防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ確かな無線通信による情報の収集・伝達を図るため市内全域を網羅する移動系防災行政無線を整備した。</p> <p>今後は、このシステムを効果的に活用していく必要がある。</p>	<p>第19節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>平成21年度から22年度にかけて、災害時に迅速かつ確かな情報を伝達するための同報系防災行政無線を塩尻地域に整備した。檜川地区においては、平成12年度に整備されている。</p> <p>また、平成26年度から平成27年度にかけて、市と防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ確かな無線通信による情報の収集・伝達を図るため市内全域を網羅する移動系防災行政無線を整備した。</p> <p>今後は、このシステムを効果的に活用していく必要がある。</p>	<p>檜川地区の同報系防災行政無線のデジタル化完了による修正</p>

【震災対策編】第2章第21節

新	旧	修正理由・備考
<p>第21節 災害広報計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部）</p> <p>(イ) 災害情報共有システム（Lアラート）、県のホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、被災者及び住民等に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>(ウ) 災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p> <p>(エ) 長野県大規模災害ラジオ放送協議会を活用し、被災者及び住民等に対して各種の情報を提供するための体制を整備するものとする。</p> <p>(オ) (エ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。</p>	<p>第21節 災害広報計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部、総務部）</p> <p>(イ) 災害情報共有システム（Lアラート）、県のホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、被災者及び住民等に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(ウ) 長野県大規模災害ラジオ放送協議会を活用し、被災者及び住民等に対して各種の情報を提供するための体制を整備するものとする。</p> <p>(エ) (ウ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第22節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（林務部）</p> <p>山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、適宜見直し調査を実施している。また、市及び関係住民の理解と協力を得ながら常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行った。</p> <p>これらの情報をもとに、市との連携も図りつつ、対策を要する箇所について、長野県強靱化計画の「地域との協働で行う事前防災治山計画」の内容を踏まえ、治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを計画的に推進するものとする。</p>	<p>第27節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（林務部）</p> <p>山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、適宜見直し調査を実施している。また、市及び関係住民の理解と協力を得ながら常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行った。</p> <p>これらの情報をもとに、市との連携も図りつつ、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを計画的に推進するものとする。</p>	<p>長野県強靱化計画の改定を反映</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第27節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市内には53箇所の農業用ため池があり、江戸時代（190年前）に築造されたものから近年築造されたものまで様々である。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係農家の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐または取水施設の整備後相当の年数が経過しているものもある。また、市内には中信平総合開発事業による大規模な幹線水路等の土地改良施設があり、施設の設置後30年以上経過したものもある。大規模地震によりこれらが決壊・破損した場合、下流の農地のみならず、人家、公共施設にまで甚大な被害を与え、ときには人命までも奪うおそれがある。</p> <p>そこで、耐震性が確保されていない施設については、順次耐震化工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して対策に取り組む。</p> <p>(1) 緊急時の迅速な避難行動につながる対策</p> <p>ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</p> <p>(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</p> <p>農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、耐震対策を推進する。</p>	<p>第27節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市内には53箇所の農業用ため池があり、江戸時代（190年前）に築造されたものから近年築造されたものまで様々である。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐または取水施設の整備後相当の年数が経過しているものもある。また、市内には中信平総合開発事業による大規模な幹線水路等の土地改良施設があり、施設の設置後30年以上経過したものもある。大規模地震によりこれらが決壊・破損した場合、下流の農地のみならず、人家、公共施設にまで甚大な被害を与え、ときには人命までも奪うおそれがある。</p> <p>そこで、耐震性が確保されていない施設については、順次耐震化工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>巡回点検等により、ため池等の現状を把握するとともに、耐震性確保されていないため池について、順次耐震化工事を実施する。</p> <p>また防災重点ため池等、決壊による下流への影響が大きいため池については、ハザードマップの作成・公表や情報連絡体制の整備を行う。</p>	<p>語句の修正</p> <p>防災重点ため池の再選定に伴う修正</p>

<p>第3 計画の内容</p> <p>ため池等の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) ため池の諸元、改修履歴を明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適宜確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>(イ) 幹線水路等の維持管理について、管理団体と連携を密にし、施設の状況について適時確認するとともに、状況により補強工事等の指導をする。</p> <p>(ウ) ため池管理者、市等との緊急連絡網を作成する。</p> <p>イ 県が実施する計画（農政部）</p> <p>(ア) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新するものとする。</p> <p>(イ) 耐震性点検の結果、耐震性が確保されていないため池について、計画的に耐震化工事を実施するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(ウ) 市が行うハザードマップ作成に対して、支援を行うものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>ため池等の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) ため池の諸元、施設の構造、下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適宜確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>(イ) 幹線水路等の維持管理について、管理団体と連携を密にし、施設の状況について適時確認するとともに、状況により補強工事等の指導をする。</p> <p>(ウ) 必要に応じ、土のう・杭等の応急資材を準備する。</p> <p>イ 県が実施する計画（農政部）</p> <p>(ア) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新するものとする。</p> <p>(イ) 耐震性点検の結果、耐震性が確保されていないため池について、計画的に耐震化工事を実施するものとする。</p> <p>(ウ) 地震発生後のため池緊急点検に備えて、報告訓練等を実施するものとする。</p> <p>(エ) 市が行うハザードマップ作成に対して、支援を行うものとする。</p>	<p>長野県ため池整備計画の制定に伴う修正</p>
---	---	---------------------------

【震災対策編】第2章第28節

新	旧	修正理由・備考
<p>第28節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（林務部）</p> <p>(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき、多様な森林の整備を図るものとする。</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐を実施するものとする。</p> <p>(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導または助言するものとする。</p> <p>(エ) 市との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。</p>	<p>第28節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（林務部）</p> <p>(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき、多様な森林の整備を図るものとする。</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、間伐総合対策に基づき、間伐を実施するものとする。</p> <p>(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導または助言するものとする。</p> <p>(エ) 市との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第31節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など市民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成等、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、市ホームページ、防災講演会、塩尻市災害ハザードマップ及びパンフレット等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>e 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p>	<p>第31節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自分の命は自分で守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など市民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成等、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、市ホームページ、防災講演会、塩尻市災害ハザードマップ及びパンフレット等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>e 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、県ホームページ、防災講演会及びパンフレット等により啓発活動を行うものとする。</p> <p>g 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p>s 南海トラフ地震(東海地震を含む)に関する知識</p> <p>(a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識</p> <p>(b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、県ホームページ、防災講演会及びパンフレット等により啓発活動を行うものとする。</p> <p>g 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識</p> <p>s 南海トラフ地震(東海地震を含む)に関する知識 (新規)</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用開始による記載</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	---	--

【震災対策編】第2章第32節

新	旧	修正理由・備考
<p>第32節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び訓練の実施機関において実施する計画</p> <p>(ア) 実践的な訓練の実施</p> <p>b 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練となるよう努める。</p>	<p>第16節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び訓練の実施機関において実施する計画</p> <p>(ア) 実践的な訓練の実施</p> <p>b 学校、自主防災組織、民間企業、地域住民等とも連携した訓練となるよう努める。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【震災対策編】第2章第33節

新	旧	修正理由・備考
<p>第33節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 市が実施する計画</p> <p>エ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(2) 県が実施する計画（建設部、環境部）</p> <p>エ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>第33節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 市が実施する計画</p> <p>エ 発災時に、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(2) 県が実施する計画（建設部、環境部）</p> <p>エ 発災時に、適性かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第35節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>(ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員にいたるまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p>(イ) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。</p> <p>(エ) 要配慮者利用施設の所有者または管理者が、介護保険法関係法令等に基づき作成する、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成の支援を行うものとする。</p>	<p>第35節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>(ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員にいたるまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(イ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。</p> <p>(ウ) 要配慮者利用施設の所有者または管理者が、介護保険法関係法令等に基づき作成する、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成の支援を行うものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【震災対策編】第2章第36節

新	旧	修正理由・備考
<p>第36節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県(危機管理部・健康福祉部)が実施する計画</p> <p>(ア) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討するものとする。</p> <p>(イ) 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(ウ) 社会福祉協議会、NPO・ボランティア等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>3 ボランティア団体間の連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市、県(危機管理部・健康福祉部)及び社会福祉協議会等は、国内の主要な災害ボランティア団体、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活</p>	<p>第36節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県(危機管理部・健康福祉部)が実施する計画</p> <p>市及び県(危機管理部・健康福祉部)は、国内の主要なボランティア団体やボランティア関係団体、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p> <p>3 ボランティア団体間の連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市及び社会福祉協議会等は、国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>動支援や活動調整を行う組織) と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるために、災害ボランティア団体連絡会議等の設置をするとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p>	<p>深めるために、災害ボランティア団体連絡会議等の設置をするとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(2) 連絡系統</p> <p>ア 市の連絡系統</p> <p>(㉠) 医療施設関係被害状況報告 様式12号</p> <p>(㉡) 教育関係被害状況報告 様式15号</p> <p>c 私立施設</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(2) 連絡系統</p> <p>ア 市の連絡系統</p> <p>(㉠) 医療施設関係被害状況報告 様式12号</p> <p>(㉡) 教育関係被害状況報告 様式15号</p> <p>c 私立施設</p>	<p>医療提供施設である薬局について、被害状況を収集する必要があることから、所管課である県薬事管理課及び保健福祉事務所食品・生活衛生課を追記する。</p> <p>県の組織再編による記載</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照)</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、本市が大規模地震等により大きな被害を被ったときは、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、本市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制を十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</p> <p>また、協定先の市町村等が被災した場合については、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p>	<p>第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照)</p> <p>なお、本市が大規模地震等により大きな被害を被ったときは、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮する。</p> <p>また、協定先の市町村等が被災した場合については、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【震災対策編】第3章第4節

新							旧							修正理由・備考
第4節 ヘリコプターの運用計画 第3 活動の内容 1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定 (1) 基本方針 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じてヘリコプターを選定、要請するものとする。							第4節 ヘリコプターの運用計画 第3 活動の内容 1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定 (1) 基本方針 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じてヘリコプターを選定、要請するものとする。							県防災ヘリの購入に伴う記載の変更
ヘリコプター別	機種	定員	救助ホイス	消火装置	物資吊下	ヘリテレ	ヘリコプター別	機種	定員	救助ホイス	消火装置	物資吊下	ヘリテレ	
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○		消防防災ヘリコプター	ベル 412EP	15	○	○	○		
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○	県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○	
	アグスタ AW139	17	○		○	○		アグスタ AW139	17	○		○	○	
広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		
ドクターヘリ	各種	6					ドクターヘリ	各種	6					
3 広域航空消防応援ヘリコプター 広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。 (1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次 出動 航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第							3 広域航空消防応援ヘリコプター 広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。 (1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次							県の計画の記載に合わせて修正

一次出動航空小隊は以下のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

(2) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪市

航空小隊は以下のとおり。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
埼玉県	富山県	静岡市	浜松市	名古屋市

(2) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

栃木県	茨城県	京都府	千葉市	横浜市	川崎市
福井県	静岡県	石川県	大阪市	愛知県	三重県

【震災対策編】第3章第6節

新	旧	修正理由・備考
<p>第6節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する対策（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(コ) 必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するものとする。</p> <p>エ その他関係機関・関係団体が実施する対策</p> <p>(ク) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。</p>	<p>第6節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する対策（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(新規)</p> <p>エ その他関係機関・関係団体が実施する対策</p> <p>(新規)</p>	<p>DPAT の派遣に関する記載の追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>(イ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を維持するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p>	<p>第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため、指定避難所を開設する。</p> <p>また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合安全性を確保し、管理者の同意を得る。</p> <p>(イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を維持するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。</p> <p>6 応急仮設住宅の確保</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>6 応急仮設住宅の確保</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するものとする。(建設部)</p> <p>a 民間賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。</p> <p>また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、または流失戸数以内で市長から要請のあった戸数とするものとする。(国から通知があった場合はこの限りではない。)(危機管理部、建設部)</p>	<p>イ 県が実施する対策</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するものとする。(建設部)</p> <p>a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。</p> <p>また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、または流失戸数以内で市長から要請のあった戸数とするものとする。(危機管理部、建設部)</p>	<p>補足事項の追加</p>
---	---	----------------

【震災対策編】第3章第13節

新	旧	修正理由・備考
<p>第13節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(ウ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11の災害救助法または国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請するものとする。(農政部)</p>	<p>第13節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(ウ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法または国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請するものとする。(農政部)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第14節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時における飲料水の確保は、水道ビジョンに基づき6箇所の応急給水拠点の整備を予定し、9,000m³（災害時確保容量、一人当りの応急給水量138ℓ約10日分の貯水）の飲料水を確保する。また、（仮称）災害応急井戸、避難施設などに設置されている貯水槽などにろ過器を装備し飲料水を確保する。その他、ボトルウォーター製造会社等との災害協定に基づき、飲料水の調達を行う。</p> <p>災害協定を締結している塩尻市水道事業協同組合と連携し、応急給水活動により飲料水の供給を行う。</p> <p>また、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク、ボトルウォーター等により飲料水の供給を行い、被災の規模により本市単独では給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会災害等相互応援要綱により他市町村に給水応援を依頼する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（環境部）</p> <p>(ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行うものとする。</p> <p>(イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村を指導するものとする。</p> <p>(ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、（公社）日本水道協会に要請を行うものとする。</p>	<p>第14節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時における飲料水の確保は、水道ビジョンに基づき6箇所の応急給水拠点の整備を予定し、9,000m³（災害時確保容量、一人当りの応急給水量138ℓ約10日分の貯水）の飲料水を確保する。また、（仮称）災害応急井戸、避難施設などに設置されている貯水槽などにろ過器を装備し飲料水を確保する。その他、ボトルウォーター製造会社等との災害協定に基づき、飲料水の調達を行う。</p> <p>災害協定を締結している塩尻市水道事業協同組合と連携し、応急給水活動により飲料水の供給を行う。</p> <p>また、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク、ボトルウォーター等により飲料水の供給を行い、被災の規模により本市単独では給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会災害相互応援要綱により他市町村に給水応援を依頼する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（環境部）</p> <p>(ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行うものとする。</p> <p>(イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村を指導するものとする。</p> <p>(ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等に要請を行うものとする。</p>	<p>記載誤り</p> <p>記載誤り</p>

【震災対策編】第3章第15節

新	旧	修正理由・備考
<p>第15節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>避難所における生活必需品の充足状況等を把握し、「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」などに基づいて調達・確保した生活必需品を、必要に応じて関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給し、分配する。</p> <p>特に、高齢者、障がい者等要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど、十分に配慮する。</p>	<p>第15節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>避難所における生活必需品の充足状況等を把握し、「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」などに基づいて調達・確保した生活必需品を、必要に応じて関係機関、ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給し、分配する。</p> <p>特に、高齢者、障がい者等要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど、十分に配慮する。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第16節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(エ) 被災者の食料確保のため、炊き出しその他食品の調達について、県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。</p> <p>イ 県が実施する対策（健康福祉部）</p> <p>(イ) 被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市や医療関係者と連携し、必要に応じ関係機関に、精神科医師等の専門職員から成る災害派遣精神医療チーム（DPAT）または心のケアチームの派遣を要請するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国（DPAT事務局）に対して他都道府県の災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣調整を要請するものとする。</p>	<p>第16節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(エ) 被災者の食料確保のため、炊き出しその他食品の調達について、県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。</p> <p>イ 県が実施する対策（健康福祉部）</p> <p>(イ) 被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市や医療関係者と連携し、必要に応じ精神科医師等の専門職員から成る心のケアチームを派遣するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国に対して心のケアチーム他都道府県の災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣調整を要請するものとする。</p>	<p>健康増進法の記述の変更に伴う記載</p> <p>DPATの派遣に関する記載を追加するほか文言を整理</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第18節 廃棄物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 ごみ、し尿処理対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼動見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。</p> <p>(イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機械リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理を行う。</p> <p>(ウ) 下水道供用地域で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じ仮設トイレの設置を行う。</p> <p>(エ) 生ごみ、し尿等の腐敗性廃棄物については、防疫に留意し可能な限り早期の収集を行う。</p> <p>(オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、周辺環境等考慮し、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。</p> <p>(カ) ごみの搬出の際は、処理施設の負担軽減を図るため、できる限り分別収集の指導を行う。</p>	<p>第18節 廃棄物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 ごみ、し尿処理対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼動見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。</p> <p>(イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機械リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理を行う。</p> <p>(ウ) 下水道供用地域で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じ仮設トイレの設置を行う。</p> <p>(エ) 生ごみ、し尿等の腐敗性廃棄物については、防疫に留意し可能な限り早期の収集を行う。</p> <p>(オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、周辺環境等考慮し、必要に応じ仮置き場を設ける。</p> <p>(カ) ごみの搬出の際は、処理施設の負担軽減を図るため、できる限り分別収集の指導を行う。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【震災対策編】第3章第20節

新	旧	修正理由・備考
<p>第20節 ガス施設・危険物施設等応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物施設における PRTR 対象物質などの危険物の流出、爆発及び火災の発生防止及び被害拡大防止のための応急対策を実施する。 2 火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス施設における火災、爆発及び漏洩の発生並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における毒劇物の漏洩、流出等の発生防止及び被害拡大防止のための応急対策を実施する。 4 放射性物質使用施設における放射線源の露出、流出等の発生防止及び被害拡大防止のための応急対策を実施する。 5 アスベスト使用建築物等における、アスベストの飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施 6 大気汚染防止法で定めたい煙または特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施 	<p>第20節 ガス施設・危険物施設等応急活動</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物施設における危険物の流出、爆発及び火災の発生防止及び被害拡大防止のための応急対策を実施する。 2 火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス施設における火災、爆発及び漏洩の発生並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における毒劇物の漏洩、流出等の発生防止及び被害拡大防止のための応急対策を実施する。 4 放射性物質使用施設における放射線源の露出、流出等の発生防止及び被害拡大防止のための応急対策を実施する。 5 アスベスト使用建築物等における、アスベストの飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施 6 大気汚染防止法で定めたい煙または特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施 	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p> <p>※「危険物」に「PRTR」が含まれていることを明示するための記載</p>

【震災対策編】第3章第23節

新	旧	修正理由・備考
<p>第23節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する対策（環境部）</p> <p>(7) 下水道施設台帳等（排水施設、処理施設等）を活用し、被災箇所及び被災状況を把握する。</p> <p>(イ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。</p>	<p>第23節 下水道施設等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する対策（環境部）</p> <p>下水道施設台帳等（排水施設、処理施設等）を活用し、被災箇所及び被災状況を把握する。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第25節 鉄道施設応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時においては、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、塩尻駅及び関係機関と密接な連携をとり、被害状況を早急に把握するとともに、被災者の救出等や被害の拡大防止を図ることが必要である。</p> <p>塩尻駅及び関係機関は、各々の機関の規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れるよう、整備しておくものとする。</p> <p>また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。</p> <p>さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。</p>	<p>第25節 鉄道施設応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時においては、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、塩尻駅及び関係機関と密接な連携をとり、被害状況を早急に把握するとともに、被災者の救出等や被害の拡大防止を図ることが必要である。</p> <p>塩尻駅及び関係機関は、各々の機関の規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れるよう、整備しておくものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【震災対策編】第3章第27節

新	旧	修正理由・備考
<p>第27節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I Sの活用等による情報提供に努める。</p> <p>イ 県が実施する対策（建設部、農政部、林務部）</p> <p>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I Sの活用等による情報提供に努めるものとする。</p>	<p>第27節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ウ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</p> <p>イ 県が実施する対策（建設部、農政部、林務部）</p> <p>(エ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第29節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（建設部、警察本部、道路公社）</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行うものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、E T C 2. 0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。</p> <p>ウ 関係機関が実施する対策（地方整備局）</p> <p>(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所において速やかに自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行うものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビー</p>	<p>第29節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策（建設部、警察本部、道路公社）</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行うものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。</p> <p>ウ 関係機関が実施する対策（地方整備局）</p> <p>(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行うものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビー</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>コン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。</p>	<p>コン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。</p>	
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、宅地及び構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[道路及び橋梁関係]</p> <p>ウ 県が実施する対策</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集をするものとする。(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者に対して道路情報及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>エ その他関係機関が実施する対策（地方整備局）</p> <p>(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所において速やかに自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により巡視パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集をするものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放</p>	<p>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、宅地及び構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[道路及び橋梁関係]</p> <p>ウ 県が実施する対策</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集をするものとする。(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>エ その他関係機関が実施する対策（地方整備局）</p> <p>(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集をするものとする。</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者に対して道路情報及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。</p>	<p>速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。</p>	
--	-------------------------------------	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第35節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 県が実施する対策</p> <p>エ 県は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について市から応援要請等があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行うものとする。(健康福祉部、農政部)</p> <p>(3) 飼養動物の飼い主が実施する対策</p> <p>イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行うものとする。</p>	<p>第35節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 県が実施する対策</p> <p>エ 県は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について市から応援要請等があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行うものとする。(健康福祉部、農政部)</p> <p>(3) 飼養動物の飼い主が実施する対策</p> <p>イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行うものとする。</p>	<p>表記の整理</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第36節 ボランティアの受入体制</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置し、支援者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。</p> <p>2 必要に応じてボランティアの活動拠点を設置し、資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。</p> <p>3 塩尻市社会福祉協議会が主体となり、受入ボランティアの研修を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</p> <p>イ 県が実施する対策（危機管理課部、県民文化部、健康福祉部）</p>	<p>第36節 ボランティアの受入体制</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っているボランティア団体等と情報を共有する場を設置し、支援者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。</p> <p>2 必要に応じてボランティアの活動拠点を設置し、資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。</p> <p>3 塩尻市社会福祉協議会が主体となり、受入ボランティアの研修を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ウ) 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等と連携し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p> <p>イ 県が実施する対策（危機管理課部、県民文化部、健康福祉部）</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p>	<p>(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等と連携し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</p>	
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第37節 義援物資及び義援金の受入体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 義援物資及び義援金の募集等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県、市及び関係機関が実施する対策</p> <p>(イ) 義援金</p> <p>市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>第37節 義援物資及び義援金の受入体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 義援物資及び義援金の募集等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 県、市及び関係機関が実施する対策</p> <p>(イ) 義援金</p> <p>a 市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。</p> <p>b 県が実施する義援金は、次の区分によるものとする。</p> <p>(a) 委員会に寄託し配分する義援金</p> <p>(b) 被災地へ直接送金する義援金（被災者が特定される場合）</p>	<p>県が実施する義援金は委員会に寄託する(引継ぐ)こととなっており、被災地へ直接送金する義援金は存在しないため</p>

【震災対策編】第3章第38節

新	旧	修正理由・備考																		
<p>第38節 災害救助法の適用</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 救助の実施</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市及び県は、関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する対策（危機管理部）</p> <p>(ア) 救助の役割分担</p> <p>災害救助法による救助は、知事が行うものとする。</p> <p>ただし、市が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき以下の表のとおり、市長に事務の一部を委任する。</p> <p>なお、市に委任する事務について、以下の表によりがたい場合は市と協議の上、別に定める。</p>	<p>第38節 災害救助法の適用</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 救助の実施</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市及び県は、関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 県が実施する対策（危機管理部）</p> <p>(ア) 救助の役割分担</p> <p>災害救助法による救助は、知事が行うものとする。</p> <p>ただし、救助の実施に関する職権は市長に委任することがある。</p>	<p>東日本台風災害の教訓及び国の技術的助言を踏まえた対応</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>県が実施する事務</th> <th>市に委任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>市からの要請による 資材調達</td> <td>その他全て</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>委任する事務以外全て</td> <td>募集・維持管理</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による 食品の給与</td> <td>市からの要請による 食品の調達</td> <td>その他全て</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>県管理上水道の受給者 への供給</td> <td>市管理上水道の受給者 への供給</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活</td> <td></td> <td>全て</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	県が実施する事務	市に委任する事務	避難所の設置	市からの要請による 資材調達	その他全て	応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理	炊き出しその他による 食品の給与	市からの要請による 食品の調達	その他全て	飲料水の供給	県管理上水道の受給者 への供給	市管理上水道の受給者 への供給	被服、寝具その他生活		全て	<p>(新規)</p>	
救助の種類	県が実施する事務	市に委任する事務																		
避難所の設置	市からの要請による 資材調達	その他全て																		
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理																		
炊き出しその他による 食品の給与	市からの要請による 食品の調達	その他全て																		
飲料水の供給	県管理上水道の受給者 への供給	市管理上水道の受給者 への供給																		
被服、寝具その他生活		全て																		

必需品の給与または貸与		
医療及び助産	DMAT等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害にかかった者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
死体の捜索・処理	全て	
障害物の除去	市からの要請による資材調達	その他全て

(イ) 救助の実施基準

救助の実施は、別表2「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」により行うものとする。

(ウ) 知事の従事命令

知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して、救助活動を実施するものとする。

(エ) 市から災害救助法に定める「災害にかかった住宅の応急修理」に該当する者の被災住宅の瓦屋根の損壊箇所の把握及び応急措置の要請があった場合は、協定締結先の長野県瓦事業組合連合会に依頼するものとする。(危機管理部)

エ その他関係機関が実施する対策(塩尻市赤十字奉仕団)

(ア) 塩尻市赤十字奉仕団は、市長の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備を挙げて協力するものとする。

(イ) 知事から委任された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努めるものとする。

(イ) 救助の実施基準

救助の実施は、別表2「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」により行うものとする。

(ウ) 知事の従事命令

知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して、救助活動を実施するものとする。

(エ) 市から災害救助法に定める「災害にかかった住宅の応急修理」に該当する者の被災住宅の瓦屋根の損壊箇所の把握及び応急措置の要請があった場合は、協定締結先の長野県瓦事業組合連合会に依頼するものとする。(危機管理部)

エ その他関係機関が実施する対策(塩尻市赤十字奉仕団)

(ア) 塩尻市赤十字奉仕団は、市長の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備を挙げて協力するものとする。

(イ) 知事から委任された「医療及び助産活動」の業務の実施に努めるものとする。

新	旧	修正理由・備考
<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第3節 計画的な復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。</p> <p>その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努めるものとする。</p> <p>また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) 前記目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び体積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計</p>	<p>第4章 災害復旧計画</p> <p>第3節 計画的な復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。</p> <p>その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努めるものとする。</p> <p>(ウ) 前記目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び体積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計</p>	<p>平成30年7月に国土交通省が地震や津波で被災した後の復興まちづくりのために地方公共団体が平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を公表したことによる追記</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとする。</p> <p>(オ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I Sの活用等による情報提供に努めるものとする。</p>	<p>画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとする。</p> <p>(オ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、資金の融資を行う。</p> <p>また、被災者の住宅を確保するため、災害市営住宅の建設等を行うとともに、市営住宅等への優先入居の措置を講ずる。</p> <p>さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（建設部）</p> <p>(エ) 県営住宅等への優先入居（建設部）</p> <p>災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、県営住宅等への優先入居の措置をとるものとする。</p> <p>9 医療費負担の減免、保険料（税）の減免等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 厚生労働省関東信越厚生局長野事務所が実施する対策</p> <p>厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。</p>	<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、資金の融資を行う。</p> <p>また、被災者の住宅を確保するため、災害市営住宅の建設等を行うとともに、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。</p> <p>さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（建設部）</p> <p>(エ) 県営住宅への優先入居（建設部）</p> <p>災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、県営住宅への優先入居の措置をとるものとする。</p> <p>9 医療費負担の減免、保険料（税）の減免等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 長野社会保険事務局が実施する対策</p> <p>(ア) 長野社会保険事務局は、医療保険における健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。</p>	<p>公営住宅のほか、職員宿舎（県等）も含むため</p> <p>組織変更により、運営主体に変更があったため</p>

<p>(削除)</p> <p>10 罹災証明書の交付</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>災害による住家等の被害認定調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</p>	<p>(イ) 長野社会保険事務局は、保険料に係る納期限の延長や、免除について必要に応じて措置をとるものとする。</p> <p>10 罹災証明書の交付</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>災害による住家等の被害認定調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し被災者に罹災証明書を交付する。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	---	-----------------------

【震災対策編】第4章第6節

新	旧	修正理由・備考
<p>第6節 被災中小企業等の復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 被災中小企業者に対する支援対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災中小企業者の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ的確な措置を講じる。</p> <p>また、あらかじめ商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</p>	<p>第6節 被災中小企業等の復興</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 被災中小企業者に対する支援対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災中小企業者の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ的確な措置を講じる。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【震災対策編】第5章第6節

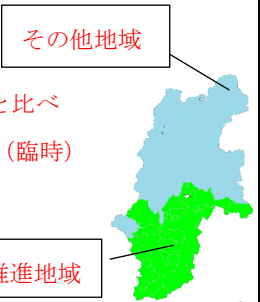
新	旧	修正理由・備考
<p>第5章 東海地震等に関する事前対策計画</p> <p>第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料及び生活必需品の確保</p> <p>(3) 関係機関が実施する計画（農林水産省）</p> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11に基づき、知事または市長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずるものとする。</p>	<p>第5章 東海地震等に関する事前対策計画</p> <p>第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料及び生活必需品の確保</p> <p>(3) 関係機関が実施する計画（農林水産省、総合食料局）</p> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10に基づき、知事または市長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考				
<p>(削除)</p>	<p>第15節 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</p> <p>第1 「南海トラフ地震に関連する情報」について</p> <p>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。発表条件は下表のとおり。</p> <p>なお、この情報は、南海トラフ地震に対する国としての新たな防災対応が定められるまでの当面の間の措置である。南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。</p> <p>(呼びかける今後の備えの例（平成29年9月26日中央防災会議幹事会決定より))</p> <p>家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認</p> <table border="1" data-bbox="1048 1214 1899 1455"> <thead> <tr> <th data-bbox="1048 1214 1274 1265">情報名</th> <th data-bbox="1274 1214 1899 1265">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1048 1265 1274 1455">南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</td> <td data-bbox="1274 1265 1899 1455">○南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合は、または調査を継続している場合</td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合は、または調査を継続している場合	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴い第6章を新設するに当たって削除</p>
情報名	情報発表条件					
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合は、または調査を継続している場合					

	<p>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</p> <p>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</p>
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

第2 活動の内容

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたときは、以下の活動を行うものとする。



1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 【県が実施する計画】

- ア 知事または危機管理監を本部長とする長野県警戒・対策本部を設置するものとする。
- イ 長野県地域防災計画に基づく「非常体制」により情報収集・連絡に当たるとともに本部員会議を開催するものとする。
- ウ 市及び防災関係機関との連絡体制の確保県から各市町村、各消防本部、自衛隊及び指定地方公共団体に情報内容を周知するとともに防災情報システム等による連絡体制を確保するものとする。

2 市民への広報

(1) 地域区分

南海トラフ特措法に基づく地震防災対策推進地域とその他の2つのエリア

アに分けて広報を実施する。

(2) 呼びかけ内容（報道機関・市広報等を通じ周知）

		考え方	呼びかけ内容
推進地域	県民	大きな揺れが予想されるため、被害を最小限にするための呼びかけを行う。	備蓄、家具固定、安否確認方法の再確認、運転時の徐行、高齢者等の避難準備
	観光客等	地震に遭遇しても怪我をしないよう注意点について呼びかけを行う。	情報の収集方法、地震発生時の注意点、避難所の開設情報
その他	県民	地震に備えた行動を求めるが、揺れや被害が相対的に小さいことから、冷静な対応も併せて呼び掛ける。	冷静な行動、備蓄、家具固定、安否確認方法の再確認
	観光客等		震度の想定は5強以下であること。 地震発生時の注意点

3 県有施設の点検等

県が所管する施設のうち、県民が利用する施設や防災上重要な施設や設備について、最大限に機能が発揮できるよう、点検を行うものとする。

また、推進地域内の施設では不急の行事の中止や学校の休校を検討するものとする。

県有施設以外の関連施設の点検についても、施設管理者に対し対応を促すものとする。

4 関連計画の取扱い

本計画をはじめとする東海地震に関する本県の既存の計画等については、国において新たな防災対応が定められ、国が「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等を修正する際、見直すこととする。

【震災対策編】第6章第1節

新	旧	修正理由・備考				
<p>第6章 南海トラフ地震臨時の運用</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1 目的</p> <p>「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報について</p> <p>1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件</p> <table border="1" data-bbox="112 1117 990 1457"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 1117 412 1168">情報名</th> <th data-bbox="412 1117 990 1168">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="112 1168 412 1457">南海トラフ地震臨時情報</td> <td data-bbox="412 1168 990 1457"> <p>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。</p> <p>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	<p>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。</p> <p>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p>	<p>(新規)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>
情報名	情報発表条件					
南海トラフ地震臨時情報	<p>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。</p> <p>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p>					

南海トラフ地震関連解説
情報

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。
 - 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。
- ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合があります

南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



（★）調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」により複数回発表することがある

※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加工・修正

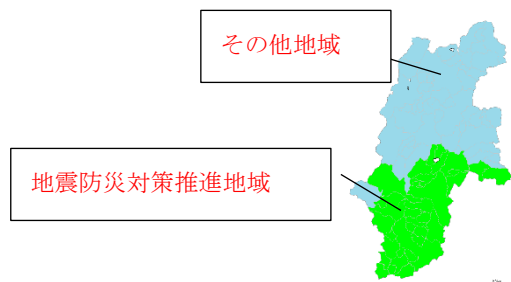
※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の南緯軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の歪み状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりするべりが観測された場合（ゆっくりするべりケース）

気象庁報道発表資料より

第4 推進地域

長野県における推進地域は、次のとおり指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町(塩尻市は、「その他地域」に該当する。)



【震災対策編】第6章第2節

新	旧	修正理由・備考						
<p>第2章 南海トラフ地震臨時情報発生時の活動体制</p> <p>第1 市の体制</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、非常体制（第3章第2節「非常参集職員の活動」参照）をとり、次の業務を行なう。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報</p> <p>(3) 後発地震に対して注意する措置の実施</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、緊急・全体体制（第3章第2節「非常参集職員の活動」参照）をとるとともに、災害対策本部を設置し、次の業務を行なう。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報</p> <p>(3) 後発地震に対して注意する措置の実施</p> <p>(4) 市内における災害応急対策に係る措置の実施</p> <p>第2 県の体制</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制</p> <table border="1" data-bbox="112 1214 990 1457"> <thead> <tr> <th data-bbox="112 1214 302 1262">情報名</th> <th data-bbox="302 1214 459 1262">活動体制</th> <th data-bbox="459 1214 990 1262">業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="112 1262 302 1457">南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> <td data-bbox="302 1262 459 1457">警戒・対策本部</td> <td data-bbox="459 1262 990 1457"> ○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報 </td> </tr> </tbody> </table>	情報名	活動体制	業務内容	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	警戒・対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報	<p>(新規)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>
情報名	活動体制	業務内容						
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	警戒・対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報						

<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等 （※1）</p>	<p>警戒・対策本部</p>	<p>○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報</p>		
<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等 （※2）</p>	<p>災害対策本部</p>	<p>○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施</p>		

※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等・・・
災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報

※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等・・・
災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報

2 活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、長野県災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、長野県危機警戒・対策本部設置要綱に基づき、警戒・対策本部を設置するものとする。

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除するものとする。

第3 防災関係機関の体制

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

3 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

【震災対策編】第6章第3節

新	旧	修正理由・備考
<p data-bbox="129 308 427 339">第3節 情報収集伝達計画</p> <p data-bbox="129 405 651 437">第5章第3節「情報収集伝達計画」を準用する。</p>	<p data-bbox="1021 308 1095 339">(新規)</p>	<p data-bbox="1921 357 2132 485">南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

【震災対策編】第6章第4節

新	旧	修正理由・備考
<p>第4節 広報計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 市町村が実施する計画</p> <p>市町村においては、県の計画に準じた、内容、手段、方法により県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、同報無線、有線放送、広報車、半鐘等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に広報する。</p> <p>また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。</p> <p>2 県が実施する計画（危機管理部、企画振興部）</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行うものとする。</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合</p> <p>（ア） 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容</p> <p>（イ） 住民等に密接に関係のある事項</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等</p> <p>（ア） 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等の内容</p>	<p>(新規)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

<p>(イ) 交通に関する情報</p> <p>(ウ) ライフラインに関する情報</p> <p>(エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項</p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等</p> <p>(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容</p> <p>(イ) 交通に関する情報</p> <p>(ウ) ライフラインに関する情報</p> <p>(エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項</p> <p>(2) 広報手段</p> <p>テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。</p> <p>なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行うものとする。</p> <p>(3) 問い合わせ窓口</p> <p>住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備するものとする。</p> <p>(4) 報道機関との応援協力関係</p> <p>知事は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけるものとする。</p> <p>(5) 推進地域外の住民等に対する広報</p> <p>推進地域外（塩尻市が該当）の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通対策の実施状況等についての的確な広報を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すものとする。</p> <p>3 防災関係機関が実施する計画</p> <p>防災関係機関においては、県に準じた、内容、手段、方法により県及び市等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じ</p>		
---	--	--

て住民に広報するものとする。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

【震災対策編】第6章第5節

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 災害応急対策をとるべき期間</p> <p>第1 基本方針</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施する。</p> <p>第2 災害応急対策をとるべき期間</p> <p>災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合</p> <p>南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。</p>	<p>(新規)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第6節 避難対策等</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行い、計画に明示する。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴く。</p> <p>第2 地域住民等の避難行動等</p> <p>1 土砂災害に対する避難行動等</p> <p>市は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。</p> <p>また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。</p> <p>2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等</p> <p>推進地域内市町村（塩尻市は域外）は、住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進する。</p> <p>また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促す。</p> <p>第3 避難先の確保</p>	<p>(新規)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

<p>1 避難所の受入れ人数の把握</p> <p>(1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、市は、あらかじめ避難者数を想定しておく。</p> <p>(2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておく。</p> <p>(3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の上、受入れ人数に加えておく。</p> <p>2 避難所候補リストの作成</p> <p>(1) 避難所は、市が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている指定避難所を参考に検討する。</p> <p>(2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用するものとする。</p> <p>(3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。</p> <p>(4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。</p> <p>ア 施設名、住所、面積、収容人数</p> <p>イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）</p> <p>ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無</p> <p>エ 非構造部材の落下防止対策の有無</p> <p>オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否</p>		
--	--	--

か

カ 学校の状況（授業継続または休校）

キ 周辺の避難場所からの移動距離

ク 要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）

ケ 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況

コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる

商店の状況

3 避難所の選定

推進地域内市町村（塩尻市は域外）は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行うものとする。

- (1) 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。
- (2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意する。

4 避難所が不足する場合の対応

- (1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市内の広域の避難所や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行う。
- (2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討する。
- (3) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行う。

(4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮する。

(5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討する。

なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮する。

第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、推進地域内（塩尻市は域外）の市町村は、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行う。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。

【震災対策編】第6章第7節

新	旧	修正理由・備考
<p>第7節 住民の防災対応</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び市町村は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行うものとする。</p> <p>第2 南海トラフ臨時情報発表前に実施する事項</p> <p>1 推進地域内（塩尻市は域外）</p> <p>住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施するものとする。</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項</p> <p>1 推進地域内（塩尻市は域外）</p> <p>(1) 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図る。</p>	<p>(新規)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

<p>(2) 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認する。</p> <p>(3) 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとる。</p> <p>また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒する。</p> <p>2 推進地域外（塩尻市が該当）</p> <p>住民及び観光客は、想定される震度や被害が相対的に小さいことから、地震に備えた行動を求めるが、冷静な対応を行う。</p>		
---	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第8節 企業等対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。</p> <p>第2 企業等の防災対応の検討</p> <p>1 防災対応を検討する手順</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取りべき防災対応について、以下の手順に従って検討するものとする。</p> <p>(1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。</p> <p>(2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。</p> <p>(3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。</p> <p>2 南海トラフ地震に関するBCPの確認</p> <p>(1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。</p> <p>(2) BCP未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。</p> <p>3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認</p>	<p>(新規)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

<p>(1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定するものとする。</p> <p>(2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握するものとする。</p> <p>4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討</p> <p>(1) 企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。</p> <p>5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討</p> <p>(1) 必要な事業を継続するための措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討するものとする。</p> <p>(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置</p> <p>企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする</p> <p>また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。</p> <p>ア 安否確認手段の確認</p> <p>イ 什器の固定・落下防止対策の確認</p> <p>ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認</p> <p>エ 発災時の職員の役割分担の確認</p> <p>(3) 施設及び設備等の点検</p>		
---	--	--

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないとイケない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。

また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。

(4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

ア 荷物の平積み措置

イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化

ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備

エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し

オ ヘルメットの携行の徹底

カ 定期的な重要データのバックアップ

キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して

<p>実施するものとする。</p> <p>また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。</p> <p>(6) 情報の伝達</p> <p>南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。</p> <p>(7) 防災対応実施要員の確保等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。</p> <p>また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知するものとする。</p>		
---	--	--

【震災対策編】第6章第9節

新	旧	修正理由・備考
<p>第9節 防災関係機関のとりべき措置</p> <p>第1 基本方針</p> <p>防災関係機関は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定める。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 消防機関等</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施する。</p> <p>2 警備対策</p> <p>県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 正確な情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 不法事案等の予防及び取締り</p> <p>(3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導</p> <p>3 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(1) 水道</p> <p>市及び県は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確</p>	<p>(新規)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の

発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等（塩尻市は域外）に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等（塩尻市が該当）に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

5 交通

(1) 道路

ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県及び市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表され

た場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

- 6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策
- (1) 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市及び県は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。
 - (2) 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市及び県は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制を整備するものとする。
 - (3) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、動物園等特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずる。
 - (4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。
 - (5) 防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。

新	旧	修正理由・備考
<p>第10節 関係機関との連携協力の確保</p> <p>第1 基本方針</p> <p>防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。</p> <p>また、市、県、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用する。</p> <p>第2 交通インフラやライフライン</p> <p>日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておく。</p> <p>第3 滞留旅客等に対する措置</p> <p>1 市が実施する計画</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずる。</p>	<p>(新規)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

2 防災関係機関が実施する計画

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市及び県は、南海トラフ臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないように、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。</p> <p>また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。</p> <p>そのため、市及び県は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取りべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行う。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 職員等に対する防災上の教育</p> <p>(1) 市及び防災関係機関が実施する計画</p> <p>市及び防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その教育内容は県に準じた内容として実施する。</p> <p>(2) 県が実施する計画</p>	<p>(新規)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報の運用に伴い新設</p>

<p>県は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行うものとする。</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</p> <p>イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識</p> <p>ウ 地震に関する一般的な知識</p> <p>エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p> <p>オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</p> <p>カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</p> <p>2 住民等に対する防災上の教育</p> <p>(1) 市が実施する計画</p> <p>市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。</p> <p>この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、県に準じた内容を実施内容として行う。</p>		
--	--	--

また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行う。

ア ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

イ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意する。

ウ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意する。

(2) 県が実施する計画

県は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施し、その内容は次のとおりとする。

また、県は推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるものとする。

さらに、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

<p>震注意)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>オ 正確な情報の入手方法</p> <p>カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>キ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識</p> <p>ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p>ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p>		
--	--	--